

I o T用通信回線サービス約款

2020年8月1日

北陸電力送配電株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 サービスの種類等	3
第4条 サービスの種類	3
第5条 通信回線サービスの回線種別	3
第3章 契 約	3
第6条 契約の単位	3
第7条 I o T用通信回線サービス契約の申込みの方法	3
第8条 I o T用通信回線サービス契約申込みの承諾	4
第9条 サービス利用権の譲渡禁止	4
第10条 契約者が行う I o T用通信回線サービス契約の解除	4
第11条 当社が行う I o T用通信回線サービス契約の解除	5
第12条 その他提供条件	5
第4章 無線通信端末設備	5
第13条 無線通信端末設備の指定	5
第5章 サービスの提供中止及び停止	6
第14条 提供中止	6
第15条 提供停止	6
第6章 通 信	7
第16条 通信の条件：通信回線サービス	7
第17条 通信の条件：回線接続サービス	7
第18条 I o T用通信回線サービス利用の制限等	8
第7章 料金等	8
第1節 料金	8
第19条 料金	8
第2節 料金の支払い義務	8
第20条 基本使用料の支払い義務	8
第21条 手続きに関する料金の支払い義務	9
第3節 料金の計算方法等	9
第22条 料金の計算方法等	9
第4節 割増料金及び延滞利息	9
第23条 割増金	9
第24条 延滞利息	10

第8章 保 守	10
第25条 無線通信端末設備の技術基準	10
第26条 契約者の切分責任	10
第27条 修理又は復旧の順位	11
第9章 損害賠償	12
第28条 責任の制限	12
第29条 免責	12
第10章 雑 則	13
第30条 承諾の限界	13
第31条 利用に係る契約者の義務	13
第32条 契約者の氏名等の通知	13
第33条 契約者に係る情報の利用	14
第34条 法令に規定する事項	14
第35条 閲覧	14

別 記

1 通信回線サービスの提供区域	15
2 回線接続サービスの提供場所	15
3 契約者の氏名等の変更	15
4 契約者の地位の継承	15
5 無線通信端末設備に異常がある場合等の検査	16
6 無線通信端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	16
7 無線通信端末設備の電波法に基づく検査	16
8 当社の維持責任	16
9 新聞社等の基準	17

料金表

通 則	18
第1表 I o T用通信回線サービスに関する料金	19

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 北陸電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、IOT用通信回線サービス約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりIOT用通信回線サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別に通知及び説明を行うか、又は、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他電気設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	電気通信設備の一つであり、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4. IOT機器	センサー及びメーター等、契約者が通信を行う対象設備
5. IOT用通信回線サービス網	IOT機器との通信に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
6. 通信回線サービス	当社がIOT用通信回線サービス網を使用して行う電気通信サービス
7. 回線接続サービス	当社が他電気通信事業者のデータ通信の用に供するために、当社電気通信回線設備を使用して符号の伝送交換を行う電気通信サービス
8. アクセスポイント	IOT用通信回線サービス網との接続点であり、無線局設備又は回線接続設備
9. 無線局設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、無線通信端末設備との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備

10. 無線通信端末設備	アンテナ設備及び無線送受信機能を有し、無線局設備との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
11. 回線接続設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、契約者又は特定事業者の設備と符号の伝送交換を行うための電気通信設備
12. I o T用通信回線サービス	当社が提供する通信回線サービス及び回線接続サービスの総称
13. I o T用通信回線サービス契約	当社からI o T用通信回線サービスを受けるための契約
14. I o T用通信回線サービス取扱所	I o T用通信回線サービスに関する業務を行う当社の事業所又は当社の委託を受けた事業者の事業所
15. 契約者	当社とI o T用通信回線サービス契約を締結している者
16. 契約者回線	I o T用通信回線サービス契約の申込みをした者に、当社が提供するI o T用通信回線
17. 特定事業者	当社通信回線サービスの提供区域外のI o T機器との通信データを集約し、当社回線接続設備までの通信回線を提供する者、又は、I o T機器の情報を利用する各事業者との通信回線を提供する者（他の電気通信事業者）
18. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 サービスの種類等

(サービスの種類)

第4条 IOT用通信回線サービスには、次の契約種別があり、内容は以下の通りです。

契約種別	内容
1. 通信回線サービス	IOT機器と回線接続設備との間の通信回線を提供し、かつIOT機器等のデータフォーマットを指定の形式に変換するサービス
2. 回線接続サービス	他の電気通信事業者が収容するIOT機器等のデータフォーマットを指定の形式に変換し、回線接続を代行するサービス

(通信回線サービスの回線種別)

第5条 通信回線サービスには、次の回線種別があり、内容は以下の通りです。

回線種別	内容
メーター用回線	無線通信端末設備と回線接続設備との間で、検針・監視のための通信回線を提供するサービス
センサー用回線	無線通信端末設備と回線接続設備との間で、センサーの情報取得・制御のための通信回線を提供するサービス

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1つのIOT用通信回線サービス申込みごとに1つのIOT用通信回線サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1つのIOT用通信回線サービス契約につき1人(又は1法人)に限ります。

(IOT用通信回線サービス契約の申込みの方法)

第7条 IOT用通信回線サービス契約の申込みをするときは、申込み内容を確認するためのものとして当社が別に定めるものを、当社が指定するIOT用通信回線サービス取扱所に提出していただきます。

(I o T用通信回線サービス契約申込みの承諾)

第8条 当社は、I o T用通信回線サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのI o T用通信回線サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I o T用通信回線サービス契約の申込みをした者が、I o T用通信回線サービスの料金及びその他債務（この約款の規定により、支払いを要することになったI o T用通信回線サービスの料金以外の債務をいい、I o T用通信回線サービスの料金とあわせて「料金その他債務」といいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) I o T用通信回線サービス契約の申込みをした者が第15条（提供停止）の規定によりI o T用通信回線サービスの提供を停止されているとき、又は第11条（当社が行うI o T用通信回線サービス契約の解除）の規定によりI o T用通信回線サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I o T用通信回線サービス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (5) 第31条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反し、又は違反するおそれがあると当社が認めたとき。
- (6) その他I o T用通信回線サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(サービス利用権の譲渡禁止)

第9条 I o T用通信回線サービス利用権（契約者がI o T用通信回線サービス契約に基づいてI o T用通信回線サービス提供を受ける権利）は、譲渡することができません。ただし、別記4に定める場合は除きます。

(契約者が行うI o T用通信回線サービス契約の解除)

第10条 契約者は、I o T用通信回線サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社に所定の書面により通知しなければなりません。

2 I o T用通信回線サービス契約の解除による契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。

(当社が行う I o T 用通信回線サービス契約の解除)

第11条 当社は第15条(提供停止)の規定より I o T 用通信回線サービスの提供を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、I o T 用通信回線サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第15条(提供停止)第1項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第15条(提供停止)の規定にかかわらず、I o T 用通信回線サービスの提供停止をしないで I o T 用通信回線サービス契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、I o T 用通信回線サービス契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により I o T 用通信回線サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 I o T 用通信回線サービス契約の解除による契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。

(その他提供条件)

第12条 I o T 用通信回線サービス契約に関するその他の提供条件については、別記1及び2に定めるところによります。

第4章 無線通信端末設備

(無線通信端末設備の指定)

第13条 当社が提供する通信回線サービスは、当社が指定する無線通信端末設備でのみご利用いただけます。

第5章 サービスの提供中止及び停止

(提供中止)

第14条 当社は、次の場合には、IOT用通信回線サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第18条（IOT用通信回線サービス利用の制限等）の規定によりIOT用通信回線サービスの提供を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりIOT用通信回線サービスの提供を中止するときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(提供停止)

第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その料金その他債務が支払われないときは、その料金その他債務が支払われるまでの間）において、そのIOT用通信回線サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結し、又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金及びその他債務（その契約により支払いを要することになった電気通信サービスの料金以外の債務をいいます。）について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 契約者がそのIOT用通信回線サービス又は当社と契約を締結している他のIOT用通信回線サービスの利用において、第31条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (4) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって、IOT用通信回線サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定によりIOT用通信回線サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、前項第3号の規定によりIOT用通信回線サービスの提供を停止する場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通 信

(通信の条件：通信回線サービス)

第16条 当社が設置する無線局設備との通信は、契約者が準備する当社の通信回線サービスに対応する無線通信端末設備を当社が別に定める通信回線サービスの提供区域内に設置する場合に限り行うことができます。

ただし、その区域内であっても、サービス提供のための無線局設備との間で、無線通信が困難であるときには、通信を行うことができない場合があります。

- 2 当社は、技術上その他やむを得ない理由により、事前の通知なく、無線局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項に定める区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 3 無線通信端末設備のアクセスポイントにおける通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。
- 4 通信回線サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
- 5 通信回線サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他要因により変動するものとします。
- 6 電波状況等により、通信回線サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件：回線接続サービス)

第17条 当社が設置する回線接続設備を契約者との接続点とし、回線接続サービスの提供点とします。なお、責任分界点は当該接続点とします。

- 2 回線接続サービスに係る通信プロトコルは、当社との事前検討により決定することとします。
- 3 回線接続サービスに係る伝送速度は、伝送路となる通信ネットワークの輻輳、その他要因により変動するものとします。
- 4 当社電気通信回線設備の故障等により、回線接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

(I o T用通信回線サービス利用の制限等)

- 第18条 当社は、天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保又は秩序を維持するため、I o T用通信回線サービスの一部又は全部を提供することができなくなったときは、通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、I o T用通信回線サービスの利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に到達しないことがあります。
 - 3 当社は、I o T用通信回線サービス網に接続された無線通信端末設備が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと当社が判断し又はその代金債務（立替払い等に係る債務を含みます。）の履行がなされていないと当社が判断した場合、I o T用通信回線サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第7章 料金等

第1節 料金

(料金)

- 第19条 I o T用通信回線サービスの料金は、料金表第1表（I o T用通信回線サービスに関する料金）に規定する基本使用料及び手続きに関する料金とします。

第2節 料金の支払い義務

(基本使用料の支払い義務)

- 第20条 契約者は、そのI o T用通信回線サービス契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した翌月から起算して、そのI o T用通信回線サービスの利用の終了のあった月までの期間について、基本使用料（料金表第1表（I o T用通信回線サービスに関する料金）第1（基本使用料）に規定する基本使用料をいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、提供停止等によりI o T用通信回線サービスを利用することができない状態が生じたときの料金支払いは、次によります。

- (1) 第15条（提供停止）に規定する提供停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、I o T用通信回線サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない基本使用料
契約者の責めによらない理由により、そのI o T用通信回線サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態（そのI o T用通信回線サービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った日から起算して20日以上その状態が連続したとき。	左記の状態が生じたことを当社が知った日以後の利用できなかった期間について月数（各月1日から月末日までを1月とし、その期間が20日以上の場合に限ります。）を計算し、算出したその月数に対応する基本使用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた基本使用料が既に支払われているときは、その基本使用料をお返しします。

（手続きに関する料金の支払い義務）

第21条 契約者は、I o T用通信回線サービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（I o T用通信回線サービスに関する料金）第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

料金は手続きを完了した月の翌月で当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、その手続きに当社が着手する前にその契約の解除があったときは、この限りではありません。この場合において、すでにその手続きに関する料金が支払われているときは、当社は、その手続きに関する料金をお返しします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第22条 料金の計算方法及び支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第23条 契約者は、料金その他債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

（延滞利息）

第24条 契約者は、料金その他債務（延滞利息を除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払われない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、支払わなければなりません。

ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保 守

（無線通信端末設備の技術基準）

第25条 契約者は、電気通信事業法及び電波法等の関連法令が定める技術基準に適合し、当社通信回線サービスに対応する無線通信端末設備を契約者負担で設置し、利用しなければなりません。

（契約者の切分責任）

第26条 契約者は、無線通信端末設備がIOT用通信回線サービス網に接続されている場合であって、IOT用通信回線サービスを利用することができなくなったときは、その無線通信端末設備に故障が無いことを確認のうえ、当社に修理の請求をすることができます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、IOT用通信回線サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 前項の試験により当社の電気通信設備に故障が無いと当社が判定した場合において、故障の原因が無線通信端末設備又は契約者の電気通信設備にあったときは、試験に際して派遣した当社係員の費用を契約者に負担していただくことがあります。この場合、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第27条 当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合に、直ちにその全部を修理し、又は復旧することができないときは、第18条（I o T用通信回線サービス利用の制限等）の規定に準じて優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の契約回線は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	選挙管理機関に設置されるもの 別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第28条 当社は、I o T用通信回線サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのI o T用通信回線サービスが全く利用できない状態（そのI o T用通信回線サービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条文において同じとします。）にあることを当社が知った日から起算して、20日以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社はI o T用通信回線サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った日以降その状態が連続した期間に対応するそのI o T用通信回線サービスに係る料金のうち基本使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、月数に対応する基本使用料の算定に当たっては、料金通則1の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりI o T用通信回線サービスを提供しなかったときは前3項の規定は適用しません。

(免責)

第29条 当社は電気通信設備の修理又は復旧にあたってその電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、この約款の変更により契約者が使用若しくは所有している端末設備（無線通信端末設備を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他器具を含みます。）の改造又は交換等を要することになった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第30条 当社は、契約者から I o T 用通信回線サービスに関して第26条（契約者の切分責任）に規定する修理の請求等があった場合に、料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると当社が認めたとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款又は料金表において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第31条 契約者には次のことを遵守していただきます。

(1) 無線通信端末設備の改造、分解、又は損壊をしないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線通信端末設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 自己以外のものの著作権その他権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で、I o T 用通信回線サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

(契約者の氏名等の通知)

第32条 契約者は、第10条（契約者が行う I o T 用通信回線サービス契約の解除）又は第11条（当社が行う I o T 用通信回線サービス契約の解除）の規定に基づき I o T 用通信回線サービスの契約を解除した後、現に料金その他債務の支払いが無い場合は、他の電

気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号及び支払い状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が当該他の電気通信事業者に対し通知することがあることをあらかじめ同意するものとします。

（契約者に係る情報の利用）

第33条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社のI・T用通信回線サービス以外の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の業務の遂行上必要な範囲で利用します。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（法令に規定する事項）

第34条 I・T用通信回線サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項についてはその定めるところによります。

（閲覧）

第35条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別 記

別 記

1 通信回線サービスの提供区域

当社の通信回線サービスは、次に掲げる区域において提供します。

提供区域
富山県, 石川県および福井県の一部, 岐阜県の一部

2 回線接続サービスの提供場所

当社の回線接続サービスは、次に掲げる場所において提供します。

サービス提供場所
回線接続設備が設置される事業所

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、速やかに I o T 用通信回線サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1) の届け出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社に届けている氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社がこの約款に規定する通知を行ったものとみなします。

4 契約者の地位の継承

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の継承があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに I o T 用通信回線サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の相続の場合に、地位を継承したものが2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうち1人を代表者として取り扱います。
- (4) 契約者には(1) の届け出を怠った場合には、別記3の(3)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

5 無線通信端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は I o T 用通信回線サービス網に接続されている無線通信端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線通信端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、無線通信端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者には、その無線通信端末設備を I o T 用通信回線サービス網から取り外していただきます。

6 無線通信端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

契約者は、以下に規定する通り、無線通信端末設備について、電波法（昭和25年法律第131号。以下同じとします。）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命じられたとき又は無線通信端末設備の検査が必要となるときは、その無線通信端末設備の使用を停止して、当社が必要な措置を講ずることに応じなければなりません。

- (1) 契約者は、無線通信端末設備について、電波法の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられたときは、その無線通信端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）に適合するよう修理等を行わなければなりません。
- (2) 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 当社は、(2) の検査の結果、無線通信端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、I o T 用通信回線サービス網へその無線通信端末設備の接続を取りやめていただきます。

7 無線通信端末設備の電波法に基づく検査

別記5に規定する検査のほか、無線通信端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記5の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

9 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化、その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準すべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを目的とする通信社

料金表

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその I o T 用通信回線サービス契約に基づいて支払う料金を利用開始の翌月 1 日から月末日までを 1 月とする当該月単位で計算します。なお、月の途中で契約が終了したときも、料金は 1 月として計算します。
- 2 当社は、料金その他計算については、この料金表に規定する税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金について、当社が指定する期日（支払い期日）までに、当社が指定する金融機関等において支払わなければなりません。
- 5 料金は、支払い期日の到達する順序に従って支払わなければなりません。

(少額料金の翌月払い)

- 6 当社は、請求すべき料金（税抜価格）の総額が 1,000 円未満である場合は、その請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、6 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社の指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 8 この料金表により、支払いを要するものとされている料金の額は、この料金表に規定する額（税抜価格）に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この料金表に表示する額は税抜価格を表します。

(料金等の臨時減免)

- 9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、該当する I o T 用通信回線サービス取扱所に掲示する等の方法によりそのことをお知らせします。

第1表 I o T用通信回線サービスに関する料金

第1 基本使用料

(1) 通信回線サービスに関する料金

1回線ごとに月額

回線種別	1契約ごとの 総回線数	自動通信頻度の目 安(1日あたり)	料金額 (税抜価 格)	備考
メーター 用回線	1~1万回線の 場合	1回	80円	
	1万1回線以上 の場合	1回	70円	
センサー 用回線	—	144回	300円	伝送速度、伝 送容量および 単位時間当た りの伝送頻度 については、 事前検討のう え、その最大 値を決定する ものとしま す。

(2) 回線接続サービスに関する料金

1回線ごとに月額

料金額 (税抜価格)
3円

第2 手続きに関する料金

料金種別	単位	料金額 (税抜価格)
契約事務手数料※	回線	1,000円

※ 通信回線サービスの申込み請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料
金

付 則

(実施期日)

この約款は、2020年4月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

この約款は、2020年8月1日から実施します。